

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 18 日

一般社団法人 信書便事業者協会 殿

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について

平素は、信書便行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月18日、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

基本的対処方針では、国及び自治体において、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（参考1）を踏まえ、「社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととする」とされているところです。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、総務省に対して、所管団体への周知について協力依頼があったところです。

貴協会におかれましては、本件の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（添付資料）

- 別紙1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了
- 別紙2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年3月18日変更）
- 参考1 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応
- 参考2 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）

以上

<本件お問い合わせ先>

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309